

う。第五項において同じ。」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 特定災害防止準備金が露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この号及び次項において「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」という。）のうち当該露天石炭採掘場における石炭の採掘の期間又は当該露天石炭採掘場に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ 当該連結事業年度終了の時において、当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため当該連結親法人又はその連結子法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、前連結事業年度等の終了の時における当該露天石炭採掘場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の見積額から、当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額

を控除した金額

第六十八条の四十五第三項中「おける当該露天石炭等採掘場」を「おける当該露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘場の露天石炭等採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、場の露天石炭採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭採掘場と当該露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘災害防止費用」を「露天石炭採掘災害防止費用」に改め、同条第四項中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘災害防止費用」を「露天石炭採掘災害防止費用」に改め、同条第五項中「露天石炭等採掘場を移転した場合を」を「露天石炭採掘場を移転した場合を」に改め、同項第一号中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「石炭等の」を「石炭の」に改め、同項第二号中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に改め、同条第八項中「第五十五条の六第一項」を「第一項」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十九から第六十八条の五十二まで 削除

第六十八条の五十五第一項第五号中「第一百条の六第一項」を「第一百条の八第一項」に、「第十五条の三」を「第十五条の十」に改める。

第六十八条の五十九第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十八第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「第八項まで」を「以下第八項まで」に改め、同条第五項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、同条第七項中「第十五号」を「第十四号」に、「同項第十六号若しくは第十七号」を「同項第十五号若しくは第十六号」に、「同项第十二号から第十七号まで」を「同条第十二号から第十七号まで」に改め、同条第八項中「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第九項中「第六十八条の七十六」を「第六十八条の七十六の二」に、「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五の四」に改め、同条第十三項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の六十九第七項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め

る。

第六十八条の七十三第三項第一号中「同項第三号」を「同項第六号」に改める。

第六十八条の七十四第一項及び第六十八条の七十五第一項中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五の四」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に、「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五の四」に改める。

第三章第十九節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除

第六十八条の七十六の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（第四項において「指定期間」という。）内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この条において「土地等」という。）で、その取得をした日から引き続き所有し、かつ、その所有期間（その取得をした日の翌日から当該土地等の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有していた

期間をいう。）が五年を超えるものの譲渡をした場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡をした土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡をした土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡をした土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその譲渡をした土地等のいずれについても第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の三までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の五の二第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に該当するものが、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（第七項第二号ニにおいて「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が指定期間内に取得をした土地等の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該土地等の取得をした日において当該連結親法人又はその連結子法人が当該土地等の取得をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

5 第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入され

た金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算及び法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 この条における用語については、次に定めるところによる。

一 取得には、当該連結親法人若しくはその連結子法人と政令で定める特殊の関係のある個人若しくは法人からの取得又は合併、分割、贈与、交換、出資若しくは適格事後設立によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

二 譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ 第六十四条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第三号か

ら第六号までに規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は買取による譲渡（第六十八条の七十第二項又は第六十八条の七十二第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）

口 前三条の規定の適用を受ける譲渡（交換による譲渡を含む。）

ハ 法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における

同法第五十条第一項又は第五項の規定の適用を受ける交換による譲渡

二 適格合併等による土地等の移転

第六十八条の七十七第一項中「第六十八条の七十五第一項」の下に「第六十八条の七十六第一項」を加える。

第六十八条の七十八第一項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「を当該連結親法人又は」を「を当該連結親法人若しくは」に改め、同項の表の第十四号中「農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項」を「農地法第三十四条第一項」に、「同条第二項に規定する」を「同法第三十五条第一項に規定する農地保有合理化法人等に該当する同項に規定する」に、「同項第二

号」を「同項第一号」に改める。

第六十八条の七十九第一項及び第六十八条の八十中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の八十一第一項各号中「第六十八条の七十六」を「第六十八条の七十六の二」に改める。

第六十八条の八十二第一項中「を当該連結親法人又は」を「を当該連結親法人若しくは」に改め、同条

第八項中「第六十八条の七十五第一項」の下に「又は第六十八条の七十六の二第一項」を、「第六十五条の四第一項」の下に「又は第六十五条の五の二第一項」を加え、同条第九項中「第六十八条の七十五第一項」の下に「又は第六十八条の七十六の二第一項」を加える。

第六十八条の八十四第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「を当該連結親法人又は」を「を当該連結親法人若しくは」に改め、同条第八項中「又は第六十八条の七十五第一項」を、「第六十八条の七十五第一項又は第六十八条の七十六の二第一項」に、「又は第六十五条の四第一項」を、「第六十五条の四第一項又は第六十五条の五の二第一項」に改め、同条第九項中「又は第六十八条の七十五第一項」を、「第六十八条の七十五第一項又は第六十八条の七十六の二第一項」に改め

る。

第三章第十九節第四款中第六十八条の八十五の三の次に次の一条を加える。

(平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)

第六十八条の八十五の四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（第十項及び第十二項において「指定期間」という。）内に、国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）の取得をし、かつ、当該連結親法人が当該取得の日を含む連結事業年度の法人税法第二条第三十二条に規定する連結確定申告書の提出期限までに、当該取得をした土地等（以下この条において「先行取得土地等」という。）につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該連結親法人の納稅地の所轄稅務署長に提出した場合において、当該取得の日を含む連結事業年度終了の日後十年以内に、当該先行取得土地等の取得をした当該連結親法人又はその連結子法人の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、当該先行取得土地等につき、当該他の土地等に係る譲渡利益金額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事

業年度において他の土地等の譲渡が二以上ある場合には、その合計額の百分の八十（当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度においてこの項の規定の適用を受ける先行取得土地等が平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をされたもののみである場合には、百分の六十）に相当する金額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度においてこの項の規定の適用を受ける先行取得土地等が二以上ある場合であつて、当該百分の八十に相当する金額のうちに他の先行取得土地等に係るこの項の規定の適用を受ける部分の金額がある場合には、当該他の先行取得土地等の取得価額（他の先行取得土地等が二以上ある場合には、その合計額）に相当する金額を控除した金額。以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。）の範囲内での帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計

算上、損金の額に算入する。

- 2 前項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

- 3 税務署長は、第一項の届出書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書並びに当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

- 4 連結親法人又はその連結子法人の第一項の規定の適用を受けようとする連結事業年度において、平成二十一年先行取得土地等（平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をした先行取得土地等をいう。以下この項において同じ。）の取得価額と平成二十二年先行取得土地等（平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をした先行取得土地等をいう。）の取得価額とがある場合には、まず平成二十一年先行取得土地等の取得価額に相当する金額につき第一項の規定を適用す

る。

5 第一項の規定の適用を受けた先行取得土地等については、第六十八条の七十八第三項の規定は、適用しない。

6 第一項の規定の適用を受けた先行取得土地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該先行取得土地等の取得価額に算入しない。

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項に規定する場合において、先行取得土地等の取得の日を含む連結事業年度終了の日後十年以内に、当該先行取得土地等の取得をした連結親法人又はその連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人のその譲渡の日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第九項において「適格分社型分割等」という。）により当該先行取得土地等を当該適格分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該先行取得土地等につき、当該先行取得土地等に係る圧縮限度額

- に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受けた先行取得土地等について準用する。
- 9 第七項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。
- 10 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に該当するものが、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この条において「被合併法人等」という。）が指定期間内に取得をした土地等（当該被合併法人等が第一項の規定による届出書の提出をした土地等に限る。）の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該土地等の取得をした日において当該連結親法人又はその連結子法人が当該土地等の取得をし、かつ、当該土地等につき同項の

規定による届出書の提出をしたものとみなして、同項又は第七項の規定を適用する。

- 11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けた先行取得土地等（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十六条の二第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する先行取得土地等を含む。）の移転を受けた合併法人等に該当するものが、当該先行取得土地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等において当該先行取得土地等の取得価額に算入されなかつた金額は、当該先行取得土地等の取得価額に算入しない。

- 12 第一項若しくは第七項の規定の適用を受けようとする連結親法人若しくはその連結子法人の先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は第十項の規定の適用を受けようとする連結親法人若しくはその連結子法人に適格合併等により指定期間内に取得をした土地等（以下この項において「引継土地等」という。）を移転した被合併法人等の当該取得の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合において、当該先行取得土地等又は引継土地等につき第六十六条の二第一項の規定による届出書の提出をしているときは、当該先行取得土地等又は引継土地等につき第一項の規定による届出書の提出をしているも

のとみなす。この場合において、同項及び第七項中「連結事業年度終了の日」とあるのは、「事業年度終了の日」とする。

13 第二項から第六項まで及び第八項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第七項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第七項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

14 この条における用語については、次に定めるところによる。

一 取得には、当該連結親法人若しくはその連結子法人と政令で定める特殊の関係のある個人若しくは法人からの取得又は合併、分割、贈与、交換、出資若しくは適格事後設立によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

二 謹渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ 第六十四条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第三号か

ら第六号までに規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は買収による譲渡（第六十八条の七十第二項又は第六十八条の七十二第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）

口 第六十八条の七十六の二の規定の適用を受ける譲渡

ハ 第六十八条の七十八、第六十八条の七十九又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五までの規定の適用を受ける譲渡

ニ 法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における

同法第五十条第一項又は第五項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換による譲渡

ホ 適格合併等による土地等の移転

ミ 「譲渡利益金額」とは、当該先行取得土地等に係る譲渡土地等（第一項の他の土地等をいう。以下

この号において同じ。）の当該譲渡に係る対価の額から当該譲渡土地等の譲渡直前の帳簿価額（当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額（当該譲渡土地等が適格合併等により被合併法人等から移転を受けた土地等である場合には、当該被合併法人等が支出した当該経費の額を含む。）を加

算した金額) を控除した金額をいう。

第六十八条の九十の前の見出しを「(連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額の益金算入)」に改め、同条第一項中「その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配(以下この項において「剩余金の配当等」という。)の額に関する調整を加えた金額(以下この条において「適用対象留保金額」という。)を有する場合には、その適用対象留保金額を「適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額」に、「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同項第一号イ中「剩余金の配当等」の下に「(法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配をいう。)において同じ。」を加え、同条第二項中「前項」を「この条」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 適用対象金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額(以下この号において「基準所得金額」という。)を基礎として、政令で定めるところにより、当該

各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

第六十八条の九十第三項中「第一項の規定の適用については、同項」を「適用対象金額の計算については、前項第二号」に改め、同条第四項中「適用対象留保金額」を「適用対象金額」に改める。

第六十八条の九十一第一項を次のように改める。

前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国子会社等の所得に対し課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国子会社等の個別課税対象金額に対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法

人における特定外国子会社等の個別課税対象金額に係る外国税額の控除) 又は第六十六条の七第一項（内国法人における特定外国子会社等の課税対象金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国子会社等の所得に對して課される外国法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。」につき」とする。

第六十八条の九十一第二項中「課税対象留保金額に」を「課税対象金額に」に、「当該課税対象留保金額」を「当該課税対象金額」に、「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同条第三項中「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改める。

第六十八条の九十二第一項を次のように改める。

連結法人が当該連結法人に係る特定外国子会社等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三條第一項第一号に掲げる金額（以下第四項までにおいて「剩余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剩余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各

連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十八条の九十二第七項を削り、同条第六項中「第一項の規定により損金の額に算入されるべきこととなる金額又は個別課税済留保金額若しくは課税済留保金額その他財務省令で定める事項」を「第一項及び第二項の規定の適用を受けるべきこととなる金額又は個別課税済金額若しくは課税済金額」に、「第一項の規定を」を「第一項及び第二項の規定を」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「個別課税済留保金額に」を「個別課税済金額に」に、「個別課税済留保金額又は課税済留保金額その他財務省令で定める事項」を「個別課税済金額又は課税済金額」に、「同項の規定の」を「第一項及び第二項の規定の」に、「同項の規定により損金の額に算入される金額」を「これらの規定の適用を受ける申告の記載及びその金額」に、「同項の規定により損金の額に算入される金額は」を「これらの規定の適用を受ける金額は」に、「損金の額に算入されるべき」を「適用を受けるべき」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第六十六条の八第三項」を「第六十六条の八第五項」に、「第一項の」を「第三項の」に、「個別課税済留保金額」を「個別課税済金額」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条

第一項」を「同条第三項第二号」に、「の課税済留保金額」を「の課税済金額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等の数（以下この項において「直接及び間接保有の株式等の数」という。）」を「直接保有の株式等の数」に、「第一項の」を「第三項の」に、「個別課税済留保金額と」を「個別課税済金額と」に改め、同項第一号中「個別課税済留保金額又は課税済留保金額」を「個別課税済金額又は課税済金額」に改め、同項第二号及び第三号中「個別課税済留保金額又は課税済留保金額」を「個別課税済金額又は課税済金額」に改め、同項第二号及び間接保有の株式等の数」を「直接保有の株式等の数」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「の前項各号に掲げる事実が生じた」を「が当該連結法人に係る特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける」に、「課税済留保金額（第六十六条の八第一項に規定する課税済留保金額）を「課税済金額（第六十六条の八第三項第二号に規定する課税済金額）に、「その課税済留保金額」を「その課税済金額」に、「個別課税済留保金額」を「個別課税済金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 連結法人が当該連結法人に係る特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一

条の二第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の二第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「以下この項及び次項において「剰余金の配当等の額」という。」がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において「剰余金の配当等の額」という。」とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の二第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3 前二項に規定する特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 特定外国子会社等に係る個別課税対象金額で連結法人が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条の九十第一項の規定により当該連結事業年度

の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び第五項において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 特定外国子会社等に係る個別課税対象金額で連結法人が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この条において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各連結事業年度において当該特定外国子会社等から受けた剰余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「個別課税済金額」という。）

第六十八条の九十二に次の二項を加える。

9 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「損金算入」とあるのは、「損金算入」又は租税特別措置法第六十八条の九十二（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）とするほか、連結利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十八条の九十二第二項前段（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とするほか、連結利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十三中「第六十八条の九十一第一項の規定により連結法人が納付したとみなされる個別控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別課税済留保金額に係るもの処理」を削る。

第三章第二十四節第二款を削る。

第六十八条の九十三の六の前の見出しを「（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別

課税対象金額の益金算入)」に改め、同条第一項中「外国法人(以下この款)を「外国法人(以下この項及び第七項)に、「その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び剩余金の配当等(法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配をいう。)の額に関する調整を加えた金額(以下この条において「適用対象留保金額」という。)を有するときは、その適用対象留保金額」を「適用対象金額を有するときは、その適用対象金額」という。)を「第六十六条の九の六第一項」を「第六十六条の九の二第一項」に、「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同条第二項第一号中「第六十六条の九の六第二項第一号」を「第六十六条の九の二第二項第一号」に改め、同項第二号中「第六十六条の九の六第二項第二号」を「第六十六条の九の二第二項第二号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 適用対象金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額(以下この号において「基準所得金額」という。)を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事

業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

第六十八条の九十三の六第二項第四号中「第六十六条の九の六第二項第四号」を「第六十六条の九の二第二項第四号」に改め、同条第三項中「第一項の規定の適用については、同項」を「適用対象金額の計算については、前項第三号」に改め、同条第四項中「適用対象留保金額」を「適用対象金額」に改め、同条第八項中「第六十八条の九十三の九」を「第六十八条の九十三の五」に改め、第三章第二十四節第三款中同条を第六十八条の九十三の二とする。

第六十八条の九十三の七第一項を次のように改める。

特殊関係株主等である連結法人が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国法人の個別課税対象金額に対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五

第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項（特定外国法人の個別課税対象金額に係る外国税額の控除）又は第六十六条の九の三第一項（特定外国法人の課税対象金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

第六十八条の九十三の七第二項中「第六十六条の九の六第一項」を「第六十六条の九の二第一項」に、「課税対象留保金額に」を「課税対象金額に」に、「当該課税対象留保金額」を「当該課税対象金額」に、「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同条第三項中「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同条を第六十八条の九十三の三とする。

第六十八条の九十三の八第一項を次のように改める。

特殊関係株主等である連結法人が当該連結法人に係る特定外国法人（法人税法第八十一条の三第一項

の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下第四項までにおいて「剩余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剩余金の配当等の額のうち当該特定外國法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十八条の九十三の八第四項を削り、同条第三項中「第六十八条の九十二第三項から第六項までの規定は、第一項」を「第六十八条の九十二第五項から第八項までの規定は、第一項から第三項まで」に改め、「これらの」を削り、同項の表を次のように改める。

第六十八条の九十二第一項	連結法人が適格合併
五項	第六十八条の九十三の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である連結法人が適格合

第六十八条の九十二第一項		により被合併法人 等である被合併法人	により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人
又は課税済金額	個別課税済金額とみなす	特定外国子会社等の直接保有の株式等の数の 同条第一項に規定する特定外国法人（以下この項において「特定外国法人」という。）の第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数（以下この項において「直接保有の株式等の数」という。）の	同条第一項に規定する特定外国法人（以下この項において「特定外国法人」という。）の第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数（以下この項において「直接保有の株式等の数」という。）の
又は課税済金額（第六十六条の九の四第三項第二	個別課税済金額（同項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下第八項までにおいて同じ。）とみなす	第六十八条の九十三の四第三項	第六十八条の九十三の四第三項